

厚生労働省国民保護計画の修正について（令和８年９月１８日厚生労働省発科 0918 第３号）

- 厚生労働省国民保護計画（平成 13 年 2 月 14 日厚生労働省発総第 11 号制定、令和 8 年 9 月 18 日厚生労働省発科 0918 第 3 号最終修正） 新旧対照表
（傍線部分は修正部分）

新	旧
厚生労働省国民保護計画	厚生労働省国民保護計画
総論（略）	総論（略）
第 1 章 実施体制の確立	第 1 章 実施体制の確立
第 1 節（略）	第 1 節（略）
第 2 節 平素における措置	第 2 節 平素における措置
1～2（略）	1～2（略）
3 訓練及び備蓄等	3 訓練及び備蓄等
(1)～(3)（略）	(1)～(3)（略）
(4) その他 ○厚生労働省（医政局、 <u>健康・生活衛生局感染症対策部</u> 及び社会・援護局）は、 <u>日本医師会</u> 、国立病院機構、 <u>国立健康危機管理研究機構</u> 及び日本赤十字社がそれぞれの国民保護業務計画を策定するに当たっては、国立病院機構、 <u>国立健康危機管理研究機構</u> 又は日本赤十字社からの要望に基づき、必要な助言を行うものとする。	(4) その他 ○厚生労働省（医政局及び社会・援護局）は、国立病院機構及び日本赤十字社がそれぞれの国民保護業務計画を策定するに当たっては、国立病院機構又は日本赤十字社からの要望に基づき、必要な助言を行うものとする。
第 3 節（略）	第 3 節（略）
第 2 章 国民の保護のための措置の実施に関する基本的な方針に関する事項 厚生労働省は、武力攻撃事態等において、国民保護法その他の法令、国民の保護に関する基本指針（平成 17 年 3 月 25 日閣議決定）及びこの計画に基づき、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するものとする。この場合において、次の点に留意するものとする。	第 2 章 国民の保護のための措置の実施に関する基本的な方針に関する事項 厚生労働省は、武力攻撃事態等において、国民保護法その他の法令、国民の保護に関する基本指針（平成 17 年 3 月 25 日閣議決定）及びこの計画に基づき、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するものとする。この場合において、次の点に留意するものとする。
1～4（略）	1～4（略）
5 指定公共機関の自主性の尊重等 ○ 厚生労働省 <u>社会・援護局</u> は、 <u>国立病院機構及び日本赤十字社</u> が実施する国民保護措置については、その自主性を <u>尊重することとされている。厚生労働省医政局及び社会・援護局は、その自主性の尊重について、されるよう</u> 、関係省庁及び地方公共団体に対し、必要に応じ助言を行う。	5 指定公共機関の自主性の尊重等 ○ 厚生労働省は、国立病院機構及び日本赤十字社が実施する国民保護措置については、その自主性を尊重することとされている。厚生労働省医政局及び社会・援護局は、その自主性の尊重について、関係省庁及び地方公共団体に対し、必要に応じ助言を行う。

○ <u>また、厚生労働省医政局及び健康・生活衛生局感染症対策部は、日本医師会、国立病院機構及び国立健康危機管理研究機構が実施する国民保護措置の実施方法等に関して自主的な判断ができるよう、関係省庁及び地方公共団体に対し、必要に応じ助言を行う。</u>	
6～8 (略)	6～8 (略)
第3章 住民の避難に関する措置に関する事項	第3章 住民の避難に関する措置に関する事項
第1節 警報の通知及び伝達 ○ 厚生労働省関係部局（大臣官房、医政局、社会・援護局）は、対策本部長から警報の通知を受けたときは、直ちに、その内容を地方厚生局長、都道府県労働局長、所管する指定公共機関その他の関係機関に通知するとともに、必要に応じて職員や庁舎等の管理に関する個別具体的な指示を行う。また、警報が解除されたときも同様とする。 ○ 地方厚生局長は、警報の通報を受けたときは、管内の都府県事務所長等に対して、その内容を迅速かつ的確に通知するとともに、必要な指示を行うものとする。 ○ 都府県事務所長等は、警報の通知を受けたときは、来庁者に対し、その内容を迅速かつ的確に伝達するものとする。 ○ 都道府県労働局長は、警報の通知を受けたときは、管内の労働基準監督署長及び公共職業安定所長に対して、その内容を迅速かつ的確に通知するとともに、必要な指示を行うものとする。 ○ 労働基準監督署長及び公共職業安定所長は、警報の通知を受けたときは、来庁者に対し、その内容を迅速かつ的確に伝達するものとする。 ○ 厚生労働省関係部局が警報の内容を通知・伝達すべき関係機関の連絡先、連絡方法等は、別に定めるところによる。 ○ 厚生労働省医政局は、警報の伝達に当たって全国に迅速かつ確実に伝達するため、広域災害・救急医療情報システム（EMIS）を適切かつ効果的に活用して、医療機関及び関係行政機関等へ伝達するものとする。 ○ 厚生労働省健康・生活衛生局は、<u>警報を迅速かつ確実に伝達するための情報収集のツールとして、災害保健情報システム及び国立保健医療科学院が運営する健康危機管理支援ライブラリー及び災害時保健医療福祉活動支援システム（D24H）</u>を適切かつ効果的に活用して<u>情報収集を行い</u>、都道府県・保健所設置市・特別区衛生主管部局、保健所及び地方衛生研究所等へ<u>警報を迅速かつ確実に</u>伝達するものとする。	第1節 警報の通知及び伝達 ○ 厚生労働省関係部局（大臣官房、医政局、社会・援護局）は、対策本部長から警報の通知を受けたときは、直ちに、その内容を地方厚生局長、都道府県労働局長、所管する指定公共機関その他の関係機関に通知するとともに、必要に応じて職員や庁舎等の管理に関する個別具体的な指示を行う。また、警報が解除されたときも同様とする。 ○ 地方厚生局長は、警報の通報を受けたときは、管内の都府県事務所長等に対して、その内容を迅速かつ的確に通知するとともに、必要な指示を行うものとする。 ○ 都府県事務所長等は、警報の通知を受けたときは、来庁者に対し、その内容を迅速かつ的確に伝達するものとする。 ○ 都道府県労働局長は、警報の通知を受けたときは、管内の労働基準監督署長及び公共職業安定所長に対して、その内容を迅速かつ的確に通知するとともに、必要な指示を行うものとする。 ○ 労働基準監督署長及び公共職業安定所長は、警報の通知を受けたときは、来庁者に対し、その内容を迅速かつ的確に伝達するものとする。 ○ 厚生労働省関係部局が警報の内容を通知・伝達すべき関係機関の連絡先、連絡方法等は、別に定めるところによる。 ○ 厚生労働省医政局は、警報の伝達に当たって全国に迅速かつ確実に伝達するため、広域災害・救急医療情報システム（EMIS）を適切かつ効果的に活用して、医療機関及び関係行政機関等へ伝達するものとする。 ○ 厚生労働省健康・生活衛生局は、警報を迅速かつ確実に伝達するための情報収集のツールとして、災害保健情報システム及び国立保健医療科学院が運営する健康危機管理支援ライブラリーを適切かつ効果的に活用して、都道府県・保健所設置市・特別区衛生主管部局、保健所及び地方衛生研究所等へ伝達するものとする。 ○ なお、上記の通知・伝達的手段に加え、厚生労働省総合情報ネットワークシ

○ なお、上記の通知・伝達的手段に加え、厚生労働省総合情報ネットワークシステムがGSS G-NET、総合行政ネットワーク（LGWAN）等の公共ネットワークと連携していることを踏まえ、適切かつ効果的に活用するものとする。	システムがGSS G-NET、総合行政ネットワーク（LGWAN）等の公共ネットワークと連携していることを踏まえ、適切かつ効果的に活用するものとする。
第2節 （略）	第2節 （略）
第4章 避難住民等の救援に関する措置に関する事項	第4章 避難住民等の救援に関する措置に関する事項
第1節～第2節 （略）	第1節～第2節 （略）
第3節 医療の提供等 1 医療の提供及び助産 (1)～(3) （略）	第3節 医療の提供等 1 医療の提供及び助産 (1)～(3) （略）
(4) 医療活動等を実施する際に特に留意すべき事項 ①核攻撃等又は武力攻撃原子力災害の場合の医療活動 ○ 厚生労働省大臣官房厚生科学課及び健康・生活衛生局感染症対策部は、内閣総理大臣の指揮の下で、必要に応じて、被ばく医療に係る医療チームの構成員として、国立高度専門医療研究センター及び国立健康危機管理研究機構の医療関係者を派遣するよう求めるものとする。 ○ 被ばく医療に係る医療チームは、都道府県対策本部のもとで、 <u>被ばく患者（被ばくしたおそれ放射性物質による汚染や被ばくを伴う傷病者等（それらの疑いのある者を含む。）に対する診療について、トリアージの実施、汚染や被ばくの程度に応じた適切な医療の実施など、現地医療機関の関係者を指導するとともに、自らもこれに協力して医療活動を行うものとする。</u> ○ 厚生労働省大臣官房厚生科学課及び健康・生活衛生局感染症対策部は、内閣総理大臣の指揮の下で、必要に応じて、国立高度専門医療研究センター及び国立健康危機管理研究機構の医師、看護師、診療放射線技師、薬剤師等の必要な人員を現地の医療機関に派遣し、医薬品、医療機器等を提供するよう求めるものとする。	(4) 医療活動等を実施する際に特に留意すべき事項 ①核攻撃等又は武力攻撃原子力災害の場合の医療活動 ○ 厚生労働省大臣官房厚生科学課及び健康・生活衛生局感染症対策部は、内閣総理大臣の指揮の下で、必要に応じて、被ばく医療に係る医療チームの構成員として、国立高度専門医療研究センター及び国立健康危機管理研究機構の医療関係者を派遣するよう求めるものとする。 ○ 被ばく医療に係る医療チームは、都道府県対策本部のもとで、被ばく患者（被ばくしたおそれのある者を含む。）に対する診療について、トリアージの実施、汚染や被ばくの程度に応じた適切な医療の実施など、現地医療機関の関係者を指導するとともに、自らもこれに協力して医療活動を行うものとする。 ○ 厚生労働省大臣官房厚生科学課及び健康・生活衛生局感染症対策部は、内閣総理大臣の指揮の下で、必要に応じて、国立高度専門医療研究センター及び国立健康危機管理研究機構の医師、看護師、診療放射線技師、薬剤師等の必要な人員を現地の医療機関に派遣し、医薬品、医療機器等を提供するよう求めるものとする。
②～③ （略）	②～③ （略）
第4節 保健・衛生に係る対策 1 （略） 2 保健医療関係者の派遣 ○ 厚生労働省健康・生活衛生局は、平素から、被災時における迅速な対応を可能とするため、保健所が地域の保健医療関係者の把握、都道府県庁や	第4節 保健・衛生に係る対策 1 （略） 2 保健医療関係者の派遣 ○ 厚生労働省健康・生活衛生局は、平素から、被災時における迅速な対応を可能とするため、保健所が地域の保健医療関係者の把握、都道府県庁や

市町村保健センターとの連携体制の確立に努めることができるように助言を行う。また、市町村保健センターが、保健医療関係者の派遣に関する地域の情報を見過ごすことなく、災害時要配慮者（障害者、難病患者を含む。）の把握に努めることができるように助言を行う。 ○ 武力攻撃事態等における保健医療関係者の派遣について、厚生労働省関係部局は、必要に応じ被災地の近隣都道府県に対して、被災都道府県への協力を要請する。なお、広域的な派遣の調整においては、厚生労働省及び関係機関が災害保健情報派遣調整システム等を活用して行う。 ○ 厚生労働省関係部局は、被災都道府県における保健医療関係者の派遣に係る調整の際、被災地に最も近い保健医療行政機関である保健所の活用にも努めることができるよう助言を行う。	市町村保健センターとの連携体制の確立に努めることができるように助言を行う。また、市町村保健センターが、保健医療関係者の派遣に関する地域の情報を見過ごすことなく、災害時要配慮者（障害者、難病患者を含む。）の把握に努めることができるように助言を行う。 ○ 武力攻撃事態等における保健医療関係者の派遣について、厚生労働省関係部局は、必要に応じ被災地の近隣都道府県に対して、被災都道府県への協力を要請する。なお、広域的な派遣の調整においては、厚生労働省及び関係機関が災害保健情報システム等を活用して行う。 ○ 厚生労働省関係部局は、被災都道府県における保健医療関係者の派遣に係る調整の際、被災地に最も近い保健医療行政機関である保健所の活用にも努めることができるよう助言を行う。
第5節 福祉に係る対策	第5節 福祉に係る対策
1 被災都道府県等の支援 ○ 厚生労働省社会・援護局、社会・援護局障害保健福祉部及び老健局その他の関係部局は、物資及びマンパワーの広域的支援に関し、他の都道府県等からの応援体制の確保等の支援を行うほか、利用契約等を弾力的に行うことなどを指導することを含め、上記対策全般について、被災都道府県等の支援を行う。 <u>また、避難住民等のうち、避難生活において配慮を必要とする高齢者、障害者その他の者に対する避難生活上の支援、福祉避難所の設置等の福祉サービスの提供が都道府県において確保されるよう、必要に応じ、又は都道府県知事からの支援の求めに基づき、関係業界団体の協力を得る等の必要な支援を行うものとする。</u>	1 被災都道府県等の支援 ○ 厚生労働省社会・援護局、社会・援護局障害保健福祉部及び老健局その他の関係部局は、物資及びマンパワーの広域的支援に関し、他の都道府県等からの応援体制の確保等の支援を行うほか、利用契約等を弾力的に行うことなどを指導することを含め、上記対策全般について、被災都道府県等の支援を行う。
2 (略)	2 (略)
第6節 (略)	第6節 (略)
第5章～第6章 (略)	第5章～第6章 (略)
第7章 国民生活の安定に関する措置に関する事項	第7章 国民生活の安定に関する措置に関する事項
第1節 国民生活の安定 1～3 (略)	第1節 国民生活の安定 1～3 (略)
4 その他 (1) 未払賃金立替払制度事業に関する措置 ○ 武力攻撃災害により事業場が閉鎖され企業が倒産し、労働者に対する	4 その他 (1) 未払賃金立替払制度事業に関する措置 ○ 武力攻撃災害により事業場が閉鎖され、労働者に対する未払が生じた

未払賃金が <u>生じ発生し</u> た場合には、未払賃金立替払制度の迅速な運用を図るものとする。	場合には、未払賃金立替払制度の迅速な運用を図るものとする。
(2)～(8) (略)	(2)～(8) (略)
第2節～第3節 (略)	第2節～第3節 (略)
第8章 (略)	第8章 (略)
別添 (略)	別添 (略)